

江戸川左岸圏域流域懇談会規約（改訂案）

（名称）

第1条 本会は、江戸川左岸圏域流域懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、地元自治体と一緒に会して、情報共有、意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

（懇談会及び座長の職務）

- 第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、地元代表者、流域内市の長から構成される委員をもって組織する。
- 2 懇談会には、別表に掲げる顧問を置くものとし、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長がその職務を行う。
 - 3 懇談会は、第1項、第2項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。
 - 4 委員は、千葉県知事が委嘱する。
 - 5 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。
 - 6 座長は、会務を総括する。
 - 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。
 - 8 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（地域懇談会）

第4条 地域性の高い事項について、きめの細かい意見交換を行う必要がある場合には、懇談会の承認を得て地域懇談会を設置することができるものとする。

（懇談会の招集）

第5-4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県東葛飾地域整備センター所長~~主本部都市河川課長~~が招集する。

（事務局）

第6-5条 懇談会の事務局を千葉県東葛飾地域整備センター~~主本部都市河川課~~に置く。

（その他）

第7-6条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は懇談会が定める。

(附則)

この規約は，平成14年3月19日から施行する。

この規約は，平成16年3月18日から施行する。

この規約は，平成 年 月 日から施行する。

別表

| 種 別 | 分 野 | 人 数 |
|-------|----------------|-------|
| 学識経験者 | 河川工学 | 1名程度 |
| | 都市環境 | 1名程度 |
| 河川利用者 | 自然環境 | 1名程度 |
| | 環境教育 | 1名程度 |
| 地域住民 | 文化・歴史 | 1名程度 |
| | 河川利用者(農業水利) | 若干名 |
| | 河川利用者(漁業) | 若干名 |
| | 個人・市民団体代表 | 15名程度 |
| 流域市長 | 地元自治体の長 | 8名 |
| 顧問 | 国土交通省江戸川河川事務所長 | 1名 |

別表

江戸川左岸圏域流域懇談会・委員名簿

(敬称略・順不同)

| | 番号 | 所 属 | 役職・専門 | フリガナ 氏 名 | 備考 |
|-------|--------------|---------------------------|----------------------------|-------------------|----|
| 座長 | 1 | 元千葉工業大学 | 教授 ・河川工学 | タカシ ワカ 高橋 彌 | |
| 学識経験者 | 2 | 江戸川大学 | 社会学部環境デザイン学科教授 ・都市アメニティ | タケミ サチ 惠小百合 | |
| | 3 | 元千葉県立中央博物館 | 副館長 ・環境(植物) | オオハ タツキ 大場達之 | |
| | 4 | 千葉県立中央博物館 | 環境教育研究科長 ・環境教育 | オカワ 加藤 小川かほる | |
| | 5 | 坂川土地改良区 | 理事長・農業水利 | ヨヤマ サトシ 横山定敏 | |
| | 6 | 松戸市漁業協同組合 | 代表理事組合長 ・漁業 | ナガイ ヒロシ 中臺弘志 | |
| | 7 | 市川市行徳漁業協同組合 | 代表理事組合長 ・漁業 | イシイ サカキ 石井洋祐 | |
| | 8 | 南行徳漁業協同組合 | 代表理事組合長 ・漁業 | アライ ミル 荒井 實 | |
| 河川利用者 | 9 | 真間川改修促進期成会 | 会長・地元代表 | ムラカミ ミル 村岡 実 | |
| | 10 | 春木川をきれいにする連絡協議会 | 代表・地元代表 | ミナミ アサオ 箕輪一男 | |
| | 11 | 船橋自然に親しむ会 | 自然観察指導員 ・地元代表 | カネコ ヒロシ 畑中浩一 | |
| | 12 | 江戸川の自然環境を考える会 (自然通信) | 会長(代表) ・地元代表 | タナカ トシタケ 田中利勝 | |
| | 13 | 新松戸郷土資料館 (松戸市河川愛護団体懇談) | 館長(代表) ・地元代表 | オオイ ヒロシ 大井弘好 | |
| | 14 | 川いっい会 | 河川研究家 ・地元代表 | アベ タカシ 阿部辰数 | |
| | 15 | 野田自然保護連合会 | 会長 ・地元代表 | イシヤマ ケイジ 石山啓二郎 | |
| | 16 | (社)千葉県建築士会 | 副会長 ・地元代表 | ウツキ ナオキ 園崎直之 | |
| | 17 | 富士川に清流を取り戻す会 | 役員 ・地元代表 | ハジメ アサキ 萩原 晁 | |
| | 18 | 鎌ヶ谷市中沢自治会 | 元会長 ・地元代表 | アキヒト ヒロシ 秋元輝一 | |
| | 19 | 千葉県教育庁企画管理部 県立学校改革推進課 | 主幹 ・地元代表 | ムラカミ ミツオ 村瀬光生 | |
| 20 | 浦安市自治会連合会 | 会長 ・地元代表 | オカモト タカ 岡本孝夫 | | |
| 21 | 浦安三番瀬を大切にする会 | 事務局長 ・地元代表 | ヨヤマ キミ 横山清美 | | |
| 市町村 | 22 | 市川市 | 市長 | チバ ミツキ 千葉光行 | |
| | 23 | 船橋市 | 市長 | フジノ コウジ 藤代孝七 | |
| | 24 | 松戸市 | 市長 | カイトシサ 川井敏久 | |
| | 25 | 野田市 | 市長 | ネト タカ 根本 崇 | |
| | 26 | 柏市 | 市長 | ホンダ アサキ 本多 晃 | |
| | 27 | 流山市 | 市長 | イヅキ ヨシノブ 井崎義治 | |
| | 28 | 鎌ヶ谷市 | 市長 | しみず せい 清水聖士 | |
| | 29 | 浦安市 | 市長 | マツシマ ヒロキ 松崎秀樹 | |
| 顧問 | 30 | 国土交通省 関東地方建設局 江戸川河川事務所 | 所長 | タカヤキ シュンジ 高柳淳二 | |